

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 分掌変更に伴う役員給与の改定

**Q** : 社長が急逝したので、専務が社長になりました。これに伴って給与を増額改定しましたが、この場合の改定分は損金に算入されますか？

**A** : 損金に算入することができます。

### 【解説】

役員に対する定期給与が期中で増額された場合は、その改定が会計期間3月経過日までに行われたものであるときを除いて、その増額部分は定期給与に該当せず、損金に算入することができないとされています。

ご質問の場合は、定期給与の額の改定が会計期間3月経過日までに行われたものでないことから、定期給与に該当しないのではとも考えられます。

しかしながら、社長の急逝というやむを得ない事情による臨時的分掌変更であり、この分掌変更により新しい社長はその職務を執行することとなります。このように、やむを得ない事情により、役員としての職務内容、地位が激変し、実質的に新たに役員に就任したのと同様の状況にあると認められる場合には、その新たな役員就任に伴う増額改定が会計期間3月経過後に行われたものであっても定期同額給与として取り扱ってよいこととされています。

したがって、ご質問の場合は、増額改定前の定期給与も増額改定後の定期給与も定期同額給与として取り扱われ、いずれも損金に算入することが認められます。

